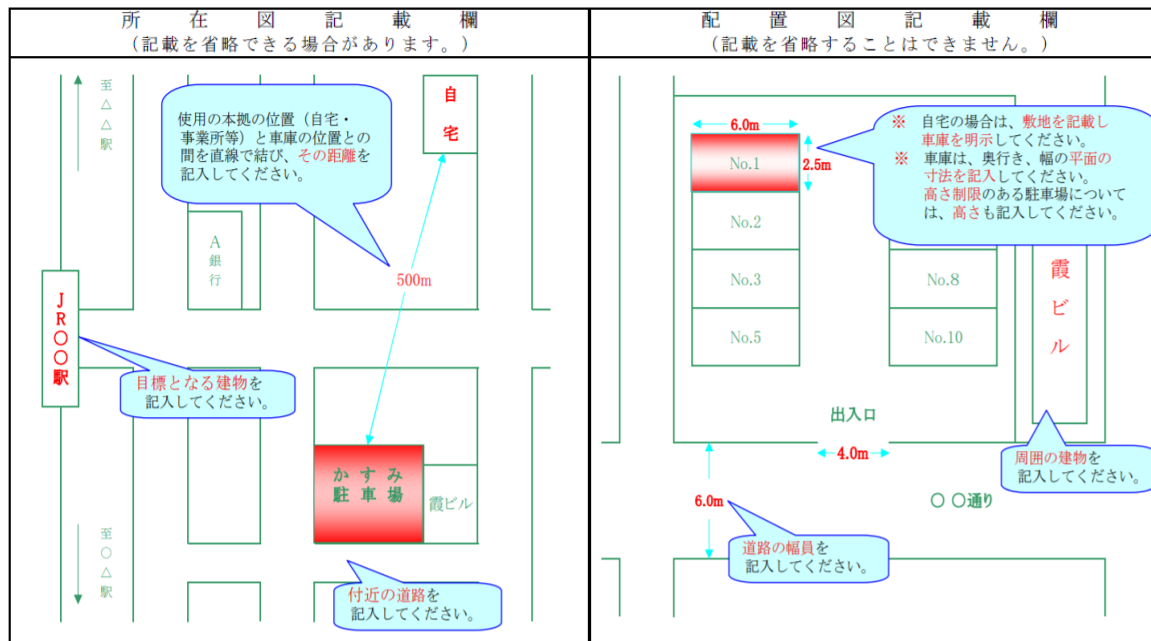


# 保管場所の所在図・配置図

購入者

保管場所について詳細を説明する為の書類です。必ず作成する必要があります。  
下記の内容をご確認いただき必要事項を必ず明記ください。

保管場所の所在図・配置図



- 1 保管場所証明申請の場合で同申請書（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則別記様式第1号）の備考1に該当するとき、又は保管場所届出の場合で同届出書（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則別記様式第2号）の備考4に該当するときは、「所在図」の記載を省略することができます。
- 2 所在図には、使用の本拠の位置（自宅、事業所等）と保管場所の位置との間を直線で結び、その距離を記入してください。
- 3 配置図には、保管場所に接する道路の幅員、保管場所の幅と奥行き（保管場所が立体駐車場等にあつては、幅と奥行きと高さ）をメートルにより記入してください。
- 4 配置図には、複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示するほか、保管場所番号を記入してください。